

消費生活センターだより

発行 佐野市消費生活センター
佐野市高砂町1番地(市役所5階)
TEL 0283-20-3015 令和8年度②

訪問販売や訪問購入、電話勧誘事業者に関する相談が増えています。業者が突然来訪して契約してしまった場合は、クーリング・オフできる場合があります。おかしいな、困ったなと思ったら、一人で悩まず相談しましょう。消費生活センターでは、悪質業者の訪問販売トラブル防止に役立てていただくため「悪質な訪問販売お断りシール」を配付しています。ご希望の場合はご連絡ください。

= 最近多い相談事例を紹介します =

光回線の契約トラブルに注意！

【相談事例】

現在契約している事業者を名乗って「利用している光回線を新しくする。通常は数千円かかるが今回は無料だ」と電話が掛かってきた。負担がないならよいと思い申し込んだ。

数日後、申込書が送付されてきたが、送付元は契約している事業者ではなく別会社だった。室内工事費として約3万円の記載もある。工事業者から「工事日が明後日に決まった」と連絡があった。契約先や契約内容がはっきりしないので解約したい。



※イラストは独立行政法人国民生活センター発行「見守り新鮮情報」より

【相談員からのアドバイス】

- 光回線の電話勧誘トラブルに関する相談が依然として寄せられています。勧誘された際は、必ず事業者名やサービス名を確認し、連絡先を聞いておきましょう。
- 光回線サービスの電話勧誘の場合、事業者は原則、契約前に書面を交付し、料金や提供の条件を説明する義務があります。事業者に書面の提出を求め、改めて電話で書面の説明を受けたうえで必要な契約か判断しましょう。毎月の支払額やオプションの有無、解約金などについてもよく確認しましょう。
- 必要がなかったり、説明を受けても内容が分からなかったりする場合は、きっぱり断りましょう。

~~~~~  
佐野市では、かしこい消費者になるために、毎日の暮らしに役立つ情報を修得するための「楽しいくらしの講座」を実施しています。是非、ご参加ください。



# 実在する組織をかたる

## フィッシングメールに注意！

### 【相談事例】

大手通販サイトからクレジットカード番号を登録し直すようにとのメールが来たので、記載されていたURLをクリックし名前やカード番号などを入力した。

その後、約1万7千円分のカード利用がされていたことが判明した。

### 【相談事例】

大手カード会社から「不正利用の事例が多いので確認するように」とメールが届き、URLをクリックし、カード番号などを入力した。

その後、カード会社から「通信販売で不正な利用が確認された」と連絡があり、5万円ほどの買い物もされていた。



※イラストは独立行政法人国民生活センター発行「見守り新鮮情報」より

### 【相談員からのアドバイス】

- 通販サイト、クレジットカード会社、フリマサービス運営事業者、携帯電話会社などの実在する組織をかたり、パスワードやアカウントID、暗証番号、クレジットカード番号などの情報を詐取するフィッシングの手口が多く発生しています。
- メールに記載されたURLには安易にアクセスせず、事業者の正規のホームページでフィッシングに関する情報がないか確認しましょう。日ごろから公式アプリやブックマークした事業者のサイトにアクセスすることを習慣にしましょう。
- メールのURLにアクセスし、個人の情報を入力してしまうと、クレジットカードや個人情報を不正利用されるおそれがあります。もし、アクセスしてしまっても、個人情報は絶対に入力してはいけません。

消費生活センターでは、消費者からの消費生活に関する相談に専門の相談員が解決のためのお手伝いをしています。

また、クーリング・オフの方法や、消費者トラブル対応についての出前講座を実施しています。無料で講師を派遣しますので、お気軽にお問い合わせください。



※イラストは消費者庁イラスト集より

佐野市消費生活センター ☎0283-20-3015 (市役所5階)

(相談日時) 月～金曜日 午前9時～午後4時 (祝休日・年末年始を除く)